

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会開催要綱（案）

令和6年〇月〇日

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和〇年〇月〇日閣議決定）3（1）①に定める国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の運営については、この開催要綱の定めるところによるものとする。

1. 連絡協議会の構成員は、次のとおりとする。ただし、主査は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
 - 全国知事会の代表として全国知事会が指名する知事1名
 - 全国市長会の代表として全国市長会が指名する市長1名
 - 全国町村会の代表として全国町村会が指名する町村長1名
 - 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局長（主査）
 - 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局審議官
 - デジタル庁デジタル監
 - デジタル庁戦略・組織グループ統括官
 - 総務省自治行政局長
2. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
3. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。